

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 業務関連業務	第 3 章 業務関連業務
第 4 節 通関関係手続	第 4 節 通関関係手続
(支払保証委託契約締結の届出)	(支払保証委託契約締結の届出)
4 - 32	4 - 32
(1) 法第 69 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第 5 項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	(1) (同左)
(2) 収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)は、当該契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び郵便事業株式会社から呈示された国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。	(2) 収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)は、当該契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び日本郵政公社から呈示された国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。
(削除)	(予納された臨時開庁承認手数料の還付請求)
第 4 章 調査関連業務	4 - 39 臨時開庁承認手数料を予納した者が、システムを仕様して、予納した手数料に残余が生じた際の当該残余に係る手数料の還付の請求を行う場合には、「手数料予納額還付請求(臨時開庁)業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
第 5 章 監視・業務・調査関連業務(その他の手続)	第 4 章 調査関連業務
<u>第 1 節 税関官署の開庁時間外における税関の事務の執行を求める業務</u>	第 5 章 監視・業務・調査関連業務(その他の手続)
<u>(開庁時間外における税関の事務の執行を求める届出手続)</u>	<u>第 1 節 臨時開庁承認申請業務</u>
1 - 1	1 - 1
(1) 開庁時間(関税法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間をいう。)外における税関の事務の執行を求めるようとする者が、システムを使用して、開庁時間外における税関の事務の執行を求める届出を行う場合には、「時間外執務要請届出業務」により、届出者名、事務の種類、執務を求める時間等必要な事項を入力したファイルを添付の上、送信することにより行うものとする。	(1) 税関の執務時間外に臨時の執務を求めるようとする者が、システムを使用して、臨時開庁の承認の申請を行う場合には、「臨時開庁承認申請業務」により、申請者名、申請種別コード、申請の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>(2) 上記(1)の届出があった場合であって、<u>関税法基本通達 98-1(3)</u>の規定に該当するときは、当該届出者に対して当該届出を受理しない旨を通知する必要があるので留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 税關の担当部門は、税關の執務時間内に行われた臨時開庁の承認の申請について、臨時開庁承認申請情報（レコード）に基づき「臨時開庁承認申請一覧取出業務」を行い、審査を行った上、当該申請を承認しようとするときは承認情報を、不承認としようとするときは不承認情報を、それぞれシステムに登録するものとする。</p> <p>(3) (2)の規定による臨時開庁の承認情報の登録は、臨時開庁承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定により申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>なお、(2)の規定により、承認情報が登録された場合には第 6 章 14 の規定により保留が解除された時に「臨時開庁承認通知情報」が、不承認情報が登録された場合には直ちに「臨時開庁不承認通知情報」が、それぞれ(1)の申請を行った者に対して送信される。</p> <p>(臨時開庁承認申請の訂正又は取消し)</p> <p>1 - 2 システムを使用して行われた臨時開庁承認申請の後、税關により当該申請に係る「臨時開庁承認申請一覧取出業務」又は「臨時開庁承認業務」が行われるまでの間に、システムを使用して当該申請内容の訂正又は当該申請の取消しを行う場合には、「臨時開庁承認申請変更呼出業務」により当初の申請内容を呼び出して、訂正区分及び訂正を必要とする項目等必要事項をシステムに入力し、送信させることにより行わせるものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 2 節 臨時開庁手数料予納手続</p> <p>(臨時開庁の承認申請に係る手数料予納の承認の申請)</p>
	<p>2 - 1</p> <p>(1) 手数料令第 14 条第 1 項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、当該承認の担当部門に係る「手数料予納承認申請（臨時開庁）業務」により、申請者名、臨時開庁承認を行う税關官署、月平均の臨時開庁承認件数（過去 6 か月分）等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(臨時開庁承認手数料の予納)</p>
	<p>2 - 2</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>第 2 節 証明書類交付申請手続</u></p> <p>(証明書類の交付の申請)</p> <p><u>2 - 1</u></p> <p>(1) 税関の事務についての証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付の担当部門に係る「証明書類交付申請業務」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</p> <p>(3) (1)の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>なお、証明書類の交付は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税關に出力される領収済通知情報を確認した上で、窓口において書面により行うこととなるので、留意する。</p> <p><u>2 - 2</u></p> <p>(1) 税関の事務について電子署名を付した電磁的記録による証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付につき電子署名を付すことができる機器を有する税關官署の担当部門に係る「証明書類交付申請業務(電子署名付)」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</p> <p>(3) (1)の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>なお、証明書類は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に</p>	<p>(1) 手数料令第 14 条第 1 項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けた者が、システムを使用して、毎月分の見積額の納付を行う場合には、当該承認を行った担当部門に係る「手数料予納(臨時開庁)業務」により、申請者名、承認を受けた税關官署コード、予納承認申請受理番号等必要事項をシステムに入力し、送信させるものとする。</p> <p>(2) <u>(1)の担当部門は、内容の確認を行った上、予納を行わせる場合には、システムを通じてその旨の情報を登録するものとし、後記第 6 章の規定により、予納手数料を電子的に納付させるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 節 証明書類交付申請手続</u></p> <p>(証明書類の交付の申請)</p> <p><u>3 - 1</u></p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p><u>3 - 2</u></p> <p>(1)~(3) (同左)</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>出力される受理通知書又は税關に出力される領收済通知情報を確認した上で、申請者が持參する証明書類を保存する媒体 (FD、CD-RW 等) に保存し、交付することとなるので、留意する。</p> <p>第 7 章 インボイス関連業務</p> <p>(インボイス情報の提出)</p> <p>1 - 3 次に掲げる申告又は申請(以下「輸出入申告等」という。)を行うに際し、輸出入者がシステムを使用してインボイス情報を提出(通關業者のオンラインシステムを介する提出を含む。以下同じ。)するときは、当該輸出入申告等に先立ち、「インボイス情報登録業務」により貨物の品名、数量、価格等の必要事項をシステムに送信することにより<u>行うものとする</u>。</p> <p>(1) 輸出申告及び積戻し申告</p> <p>(2) 輸入申告 (<u>特例申告貨物の輸入申告を含む</u>。以下同じ。) 及び輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税の納税申告</p> <p>(3) 蔽入承認、移入承認又は総保入承認の申請</p> <p>(通關システムによる輸出入申告等)</p> <p>1 - 10 通關業者等が通關システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、「事項 登録支援出力業務」により、インボイス情報を通關システムの輸出入申告事項登録のために必要なデータに編集させて差し支えないものとする。</p> <p>ただし、<u>特例申告及び特例申告貨物の輸入申告に係るデータ</u>の編集は行うこと ができないので留意する。</p> <p>なお、「事項登録支援出力業務」を利用した場合は、1 - 5 の「インボイス受 理番号通知情報」にある「受理番号」が自動的に編集される。</p>	<p>第 7 章 インボイス関連業務</p> <p>(インボイス情報の提出)</p> <p>1 - 3 次に掲げる申告又は申請(以下「輸出入申告等」という。)を行うに際し、輸出入者がシステムを使用してインボイス情報を提出(通關業者のオンラインシステムを介する提出を含む。以下同じ。)するときは、当該輸出入申告等に先立ち、「インボイス情報登録業務」により貨物の品名、数量、価格等の必要事項をシステムに送信することにより<u>行わせるものとする</u>。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入申告 (<u>特例申告に係る指定貨物の輸入申告を含む</u>。以下同じ。) 及び輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税の納税申告</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(通關システムによる輸出入申告等)</p> <p>1 - 10 通關業者等が通關システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、「事項 登録支援出力業務」により、インボイス情報を通關システムの輸出入申告事項登録のために必要なデータに編集させて差し支えないものとする。</p> <p>ただし、<u>特例申告及び特例申告に係る指定貨物の輸入申告に係るデータ</u>の編集は行うことができないので留意する。</p> <p>なお、「事項登録支援出力業務」を利用した場合は、1 - 5 の「インボイス受 理番号通知情報」にある「受理番号」が自動的に編集される。</p>